

保管

業務参考資料第九号

働く婦人の家館長連絡会議要録

労働省婦人少年局

京都婦人少年室

昭和三十四年度
働く婦人の家館長連絡会議

昭和三十五年一月二十五日
於 如水會館
東京都千代田区神田一ツ橋

目次

一、挨拶

労働省婦人少年局長

谷野 せつ

二

二、運営状況報告

1. 群馬県働く婦人の家

館長

池本 やよひ

四

2. 神奈川県勤労婦人会館

館長

大村 ヨシエ

五

3. 福岡県婦人の家

館長

関 貞子

六

三、運営の重点説明

労働省婦人少年局婦人労働課長

大羽 綾子

八

四、研究討議

〃 運営上の問題点について 〃

一五

五、講演

〃 グループ活動の指導方法について 〃

日本基督教青年会同盟総主事

永井 三郎

三五

出

席

者

群馬県勤く婦人の家館長

群馬県商工労働部労働課担当官代理

神奈川県勤労働人会館館長

神奈川県労働部労働課担当官

福岡県婦人の家館長

福岡県労働部労働課担当官

労働省婦人少年局

局長

婦人労働課長

婦人労働課事務官

全

全

池本やよひ

栗林清一

大村ヨシエ

吉川喜代治

関貞子

国崎昭二郎

谷野せつ

大羽綾子

藤井敏子

内藤つね

宇治田八郎

一、挨拶

労働省婦人少年局長 谷 野 せ づ

かねてから館長連絡会議をもちたいと思つておりましたが、このたび、ようやく第一回の会議を開催することができました。

「働く婦人の家」の運営は新しい事業であつて、皆さん責任の重い仕事にあたつておられるのですが、いずれも種々の困難を克服され、着々成果をあげられていることを感謝しております。

さて当局としましては、こんどの運営について、中小企業に働く婦人の保護福祉を中心にすすめていただきたいと考えています。中小企業には、親許を離れて寄宿や住込で働いている未婚の若い婦人労働者が多くおりますが、何の娯楽もないうえ、通学することも、将来の家庭生活にそなえて必要な技術を学ぶ機会もなく、使用者とのテンションの中に生活している状態なので、これらの人達に、いこいを与え、教養をたかめる場所として「働く婦人の家」を利用させたいと思つております。また、同時に、これらの企業には生活のために働かねばならない共稼ぎの婦人労働者も多いので、「働く婦人の家」を既婚婦人のための福祉にも役立つように運営して、母性保護の役目も果たしたいと考えています。

川崎市と八幡市に、はじめて「働く婦人の家」を設けてから既に六、七年を経過しておりますが、その後、中小企業密集地域に設置したいという趣旨から、予算的に設置しやすいように、さきの二施設に比べ小規模なものにしました。桐生市につづき、昭和三五年度においても大蔵省から一か所増設の査定をうけておりますので、予算が国会を通過したときには設置の準備がすすめられることになるかと存じます。なお将来には、既設の「働く婦人の家」がモデルとなつて、企業あるいは地域自体で同種の施設が設けられて

ゆくことも考えられますので、こんごの運営問題等について存分に討議して下さるようお願いいたします。

二、運営状況報告

1. 群馬県鶴く婦人の家

館長 池 本 やよひ

敷地四五〇坪、建坪延一六〇坪（談話娛樂室、宿泊室、保育室、遊技室、調理室、洗濯室、相談室等）、総工費八四〇万円で、昨年三月下旬に竣工しました。五月中旬から開所運営しておりますが、保育施設については、慎重に検討のうえ実施したいと開設をみあわせています。

現在までに利用している団体数は五八団体（うち未組織四七）で、未組織一、七三三名を含め三、八九六名の婦人労働者が利用し、利用者の八〇％を占めています。これらの人達が利用するのは夜間が圧倒的に多く、中小企業の終業時刻が遅いために、夜八時から九時頃までが最適利用時間となっています。また、日曜日の利用が多く、そのため職員の交替制勤務によつて平日どおり開館し、利用者の便宜をはかつております。施設としては、調理室（一回実習可能人員は三〇名）が高度に利用され、時間と人員調整などを行つて申込に応じている状況です。また洗濯室は、周囲に住んでいる手内職の婦人達の利用が目立ち、保育室、遊技室は、現在のところ講演会等につた人達の託児に利用しております。

開所当初はPRに忙しく、行事を主催することができませんでした。が、職員が全員そろつた九月から、ようやく編物、料理、和洋裁、生花などの講演会を催しております。しかし、こんごは会員制度をとり、自主的、継続的な活動をしてゆくように指導したいと考えています。

運営委員会は、婦人労働者、使用者、学識経験者の各代表と、県商工労働部長、労働基準局長、婦人少年室長を委員として一一月に発足し、すでに二回開かれております。

また、地元には、開所直後に「後援会」が生れ、市長、市議会議長、商工会議所会頭など有力なメンバーが、働く婦人の家の発展に協力してくれております。

2. 神奈川県勤労婦人会館

館長 太村 ヨシエ

昭和二九年に開館しました。利用者は、大体、年に一五、〇〇〇名ぐらいあつて、その八五％は婦人労働者が占めていますが、一般婦人や婦人を多く雇っている使用者などにも、会館の案内、宣伝を目的に使用させております。やはり、土、日曜日の利用が多く、時刻としては夜間が多くなっています。このため職員は当番制で勤務し、交替で代休をとっております。また利用目的からみますと、各種の講習会に出席した場合が一番多く、したがつて施設としても、講習室の利用がもつとも高率となつていますが、講堂が一二〇名の収容力をもつため、最近、結婚式のパーティや採用試験場として利用されるようになったのが目立っています。

労働文庫は文芸ものがよく読まれ、利用率が高いために予算が増額されました。

行事としては、毎年五月から十一月を期間として勤労婦人大学を開催するほか、講習会、講演会等を実施しております。また、昨年暮に「働く婦人の衣食住と趣味の展示会」を催しましたが、時期が悪かつたために、参観者が三日間に五〇〇名しかありませんでした。

グループとしては、現在、手芸、華道、茶道の各グループがあります。このほか婦人労働大学第一期生で結成している「水曜会」がありますが、次第に不活潑になつてゆく傾向がみえます。これは具体的な問題をもちたいところに進展しない原因があるのではないかと考えています。このようなことから、私は、かねてから婦人労働者の生活状態がどういふものであるか、また、働く婦人はどんなこいを求めているの

かを知りたいと思つていましたので、昨年、勤労婦人大学の修了生をおし「働く婦人の生活」についてのアンケート調査を行いました。一二〇名のうち八〇名の婦人労働者から回答が得られましたので、これによつて具体的な問題を把握し、会館が、働く婦人のために真にいいの家として充分に活用されるよう努めてゆきたいと思つております。

3. 福岡県婦人の家

館長 関 貞子

総工費一八、九九八、六〇一円で、昭和三〇年から開館し、六名の職員が運営にあたつております。現在、一日約九〇名、月二、三千、年間約三万名をこえる利用者をもつています。夜間及び日曜日の利用者が多いことはよそと同じですが、働く婦人は土曜、日曜、一般婦人はウィークデーの昼間を多く利用しています。従つて、働く婦人がもつとも利用している日曜日を休館とすることができないので、月曜日を休館としております。また、大企業地帯に所在するため、大企業の婦人労働者の利用が多くなつていますが、最近、大企業の周辺にある中小企業の婦人労働者の利用も多くなつてきました。安川電機機の周辺にある五三事業場の労組婦人は、土曜日の夜にきて料理をつくつてたべ、ダンスなどのレクリエーションをしてその夜は泊り、翌日曜日には講演会などの催に参加して帰る、というような使い方をしております。しかし、中小企業の使用者で、このような理解を示すものは少く、講習会等の催に婦人労働者の参加を呼びかけてもなかなか困難な状態です。なお、働く婦人と一般婦人とは、館の利用のしかたにかなりの相違があり、働く婦人は生活技術の習得や読書、レクリエーションなど生活と結びついて利用していますが、一般婦人の場合は一度に多人数が相当期間をおいて利用するというのが多く、館との関係は非常に稀薄なものです。昨年、働く婦人の家拡張、発展のために、勤労者のための結婚式場を六〇〇万円で増設しました。昼間

は結婚式場に、夜間は講演会等の会場として使用できるようにして一石二鳥をねらいましたため利用度かなり高くなっております。

行事のすすめ方としては、常に婦人少年室から連絡をもらい、労働省の計画を中心に主催行事をもっております。そのほか、地域の母親のために「母の日」、よい年寄りとなるために「年寄りの日」などをもとり入れております。また、持ち込み行事には、スクエアダンス、ソーシャルダンスの集りなど、婦人ばかりでなく男女混合のものにも、時には使用させるなどの幅をとっております。

三、運営の重点説明

労働省婦人少年局婦人労働課長 大 羽 綾 子

既に発足してから大分経った施設と、昨年開設した新設のところがありますので、現在までのそれぞれの御方針によつて運営されていると思いますが、さらに労働省として本年度は次のような点に重点をおいて運営していただきたいと思っております。

働く婦人の家が、川崎と八幡に設置されてから桐生にできるまでの間、いろいろな事情で相当の年月が経っていますが、この施設を設置した動機は、中小企業自体では福祉施設をつくるのが困難なので、国が地方自治体にさし水として補助金を出して働く婦人のための福祉施設をつくることを促し、これをモデルケースとして、将来は企業自体で福祉施設をつくつてゆく気運を醸成することを目的としたものであります。

最近、景気の上昇や企業間の競争で、企業の富の差がますます大きくなることが予想されますので、労働省としては、当面、中小企業の対策に力をそぐことを行政の重点としております。例えば、最低賃金法、中小企業退職金共済法等、中小企業に働く労働者を対象とした労働政策がすすめられていることは御存知のところですが、働く婦人の家についても中小企業の婦人労働者に重点をおいて運営していただくことを希望しています。桐生の働く婦人の家は、最初からこの線で設置されたため、規模も小さく、中小企業の婦人労働者が気軽に利用できるようにできていますが、川崎、八幡の二施設も、当面は中小企業の働く婦人を対象とする方向に眼を向けていただきたいと考えています。なお、労働基準監督署等では、中小

企業に対し「週休制」についての監督方針をたてておられるようですが、その週休制の徹底のためにも、働く婦人たちが余暇生活を充分に生かすことができるよう、側面から援助するという方針で運営していただきたいと思ひます。

次に「働く婦人の家」の運営にあたつて、さしあたり重点をおいていただきたいと思う事項を別紙のよう四項目にまとめてみましたので、これに従ひ御説明いたします。（一三頁「働く婦人の福祉施設運営」についての当面の重点事項」参照）

一、事業

まず事業についてですが、中小企業は、経済的基盤が弱いために個々の事業場で福祉施設を整備することが困難なので、働く婦人の家の施設を開放して、働く婦人たちの共同のものであることをよく知らせ、自由に出入させ利用させるようなことが、現状以上にできないものかどうかということです。

○ 休養、レクリエーション施設の充実について

働く婦人たちが、いつでも気軽に、自由に出入りできるところにしたいというのがねらいです。中小企業に働く婦人の特性として、自ら積極的に施設を利用するということが少いと考えられますので、みなさんの力でそれができるような雰囲気と環境をつくる工夫と配慮をぜひお願いしたいと思います。例えば、下駄ばきでやつて来て、気軽に談話室、娯楽室、和室等で休み、自由にレコードやラジオをきき、テレビを見たり、また、屋外でバレーやバトミントンなどの運動をして帰れる、そのようなどころにしたいと考えています。そのためには、図書やレコード、また運動用具等の整備が必要でしょうし、あるいは談話室やロビーの使い方についても指導していただかねばならな

いと思います。

○ 宿泊施設の提供について

趣旨は、中小企業に住んでいる婦人たちに、折角の休暇には、使用者の家をはなれてゆつくり休養してもらおうということにあるのですが、各館とも利用者が案外に少いようなので、のちほど問題点について伺いたいと思っております。

○ 保育室の開設について

保育室の開設ということは、設置の主要な目的の一つであつて、設置要領でもそれをうたつております。また、働く母親たちの育児問題は、婦人労働の大きな問題であるので、働く婦人の総合的な福祉施設のモデルケースとして、これを考えていただきたいのです。なお、現在ある保育施設は、何れも生活保護世帯を中心としたもので、働く婦人が利用するには、いろいろな不便があるようです。

○ クラブ活動等の指導及び援助

○ 生活相談及び指導

この二点については、既に努力なさつておられるもようなので、ここでは特に申し上げることはありません。

二、運営委員会の設置

「働く婦人の家」の運営にあたつては、婦人労働者から意見をきく必要のあることはいうまでもありませんが、使用者、学識経験者等の意見や協力を得ることも、運営の円滑をはかるための要件の一つで

あると思います。すでに二施設には設けられているようですが、未設置の県では、この設置にぜひ御協力いただきたいと思います。

三、関係労働行政機関との連携

また、働く婦人のための施設ですので、関係労働行政機関との連携を一層密接にしていこうことが、「働く婦人の家」の発展のために必要であると考えます。例えば、労働時間が長いために施設を利用できない人がいる場合などがありますが、このようなときは労働基準監督署に連絡をとれば、監督方針や管内の婦人労働者の労働条件の概況等が把握できるほか、「働く婦人の家」の利用について、使用者の協力を促進することの援助が得られるのではないかと考えられます。また、公共職業安定所についても同様、使用者の理解と協力をうるために援助を受け、あわせて、就職者へ「働く婦人の家」の宣伝、集団就職者のグループ等との連絡などの便宜が得られると思います。その他、地域には婦人少年室協助力員がおりますので、連絡をとれば、運営上、種々のお手伝いができると思います。

四、周知宣伝

重点事項の最後としまして、「働く婦人の家」の設置目的、事業内容等について、婦人労働者、使用者をはじめ、一般の人々への周知宣伝を、こんご一層お願いいたします。

御参考までに最近の婦人労働者の状況について少し御説明いたします。

事業の規模別に婦人労働者の分布状況をみますと、全婦人労働者の六五・一％が一〇〇人未満の中小事業場に働いております。これを産業別にみますと、製造業では一〇〇人未満の中小企業に働く女子が五五

・二%とその大半を占めています。一〇〇人から四九九人の事業場が二四・二%、五〇〇人以上の事業場は二〇・六%にすぎません。中でも女子の多い繊維工業では、二〇〇人未満の事業場に八一・四%が集中しています。卸売業、小売業では五人から二九人の小事業場に最も多く、その四五・四%を占めており、七四・五%にあたる女子が一〇〇人未満の事業場で働いております。このような点からみても、大企業より中小企業の婦人の保護に力をそがなければならないことがわかりただけると存じます。

婦人労働者の賃金については、規模が小さくなる程低く、規模五〇〇人以上の事業場の女子賃金を一〇〇とした場合、一〇〇人から四九九人の事業場は八二・九%、三〇人から九九人では七四・四%、五人から二九人では六〇・五%となつています。五人未満の零細事業場の女子は住込みが多く、毎月平均三、六二九円にしかすぎず、住込女中の給与の方がこれを少し上廻っている状態で、賃金についてみても、中小企業に働く婦人はこのように悪いのです。

労働基準法の違反件数にしても、桐生の例をとつてみますと、違反総件数六五六件のうち、一〇人未満の事業場の違反が二七一件、一〇人から九九人では三六一件、一〇〇人以上は二四件で、殆どどの違反が中小企業に起きているといえる状態です。

また、中小企業には共稼ぎの婦人が多く、三〇人から九九人の事業場には二一・七%、一〇〇人から四九九人は一七・二%、五〇〇人以上には一二・五%と、規模の小さい事業場ほどその割合が多くなつていきます。一方、妊娠を理由として退職する者は中小企業の婦人に多く、これも規模の小さいほど高率になつてゐることは、福祉施設の不完全さや、労働条件の低さに原因があると考えられます。

授乳施設について規模別にその有無をみますと、五〇〇人以上では四六%があるのに対し、三〇人から

九九人では一四・四％にすぎず、一〇〇人から四九九人では二六・七％となっています。託児施設をもっている事業場はさらに少く、専用、兼用をあわせても三・〇％、五〇〇人以上の事業場でも六・二％にすぎない状態です。その他、中小企業には家庭を離れた若い住込みの労働者が多いのですが、商店などでもわかるように殆んど福祉施設がありません。住込みであるため雇用者の家族の生活と混同され、休日があつても家事、子守、留守番等に使われて、余暇時間が全く自分自身の自由には使えないことが多いです。また、働く母親たちは、育児、家事、生産労働と三重の負担をかかえていて、これを保護することは、母親保護の立場から、家庭の福祉という点から大切なことだと思います。

以上申しあげましたことは、今日もおなじ状態なので、私どもの希望をお聞き下さり、こんご当分の間は中小企業の婦人労働者を対象に運営して下さるようお願いする次第です。

働く婦人の福祉施設運営についての当面の重点事項

婦人、少年、
三五、一、二五局

働く婦人の福祉施設の運営は、「働く婦人の福祉施設設置要領」にもとずき実施するものであるが、とくに当面は、中小企業の婦人労働者を対象として、その余暇生活の活用をはかり、福祉を向上せしめるため次の事項に重点をおく。

一、事業

中小企業は経済的基盤が弱いために個々の事業場において福祉施設を整備することが困難なので、それら婦人労働者の施設利用を促進し、あわせて自発的な活動を促すため、次の事業を推進する。

1. 休養、レクリエーション施設の充実

2. 宿泊施設の提供

3. 保育室の開設

4. クラブ活動等の指導及び援助

5. 生活相談及び指導

二、運営委員会の設置

施設の運営を有効適切に行うため「働く婦人の福祉施設設置要領」に規定する運営委員会を設置して、施設の利用並びに事業計画及び事業の実施等基本的運営事項について審議に当らせる。

三、関係労働行政機関との連携

地域の婦人労働者の実情に即した事業を推進するため、とくに労働基準監督機関、婦人少年行政機関、職業安定機関との連絡を密接にする。

四、周知宣伝

施設の活潑な利用をはかるため、婦人労働者、使用者、労働組合、地方団体、婦人団体、文化団体等に対し、施設の所在地、設置目的、事業内容等についての周知宣伝に努める。

四、研究討議

司会

司会 婦人少年局婦人労働課 内藤事務官

では、「働く婦人の家」運営上の問題点についての討議に入りたいと思います。既に五、六年を経過されたところ、まだ、開所して半年のところもありますが、それぞれの立場で問題にぶつかっていらつしやると存じますので、こんごの発展のために、本日は忌憚のない御意見を是非お聞かせいただきたいと思ひます。なお、お話し合いは先刻、課長から御説明申上げた当面の重点事項を中心に、すすめてゆきたいと思ひます。

◎ 中小企業の婦人労働者を対象とする場合の問題

まず、中小企業の婦人労働者を対象とすることについて如何でしょうか。

大羽課長

桐生は初めからそのような目的でつくられたので多くの問題にぶつかつておられると思いますが……。

群馬館長

中小企業の婦人労働者が個々で利用する場合と、会社などのグループで利用する場合とがありますが、もつとも問題になるのは「時間」です。第二は、館を利用するのは一部の真面目な婦人に限られ、こちらが指導したいと思うような人たちは、映画などに行つてしまい、館には全然来ないことです。これらの人たちに對し、何を魅力にしてひきつけたらよいか悩んでいます。

大羽課長

時間の問題について、少し伺いたいと思います。

群馬館長

中小企業の終業時刻が遅いために、利用者の余暇時間が非常に少い。現在、閉館時刻を大体九時頃にしてありますが、これを一一時頃まで延してほしいという要望が、婦人労働者はじめ使用者側からも再三でいます。また、講習会等なにか行事をもちたいと思つても、事業場の終業時刻が五時半、七時などと一定しないため、希望時間がまちまちで、なかなか決めにくい問題があります。

神奈川館長

閉館時刻を一一時頃にしては、家に帰るのに問題がおきませんか。

群馬館長

現在は九時頃までには帰していますが、余暇時間の少い中小企業の婦人たちのためには、交通機関の便宜が大事な問題だと思います。いまは大体、自転車を利用していろいろですが、工場密集地から館に来るには三〇分位もかかっているのです、館もしくは市で、なんとかバスや車の便宜がはかられないものかと考えています。

大羽課長

泊めることはできないのですか。

群馬館長

一一月に布団を揃えたので泊めることはできます。

神奈川県 吉川

毎晩あまり遅くまで遊んで帰ったり、泊まつてくるようでは、家庭から苦情がでるのではないでしようか。

神奈川館長

また開館時間を長くすると、勤務している職員がオーバーワークになります。私のところは、朝八時半から夜の八時までとなっていますが、勤務する人たちは大変です。なお、日曜出勤をした場合は代休をとらせています。

大羽課長

何れも時差出勤はしていると思いますが、人員の点については県の御配慮をお願いいたします。なお、日曜日については、例外として開館するというのではなく、原則として開館するようにしてほしいと思います。

神奈川館長

現在、日曜日でも申込のないときは閉館しています。

福岡館長

職員の勤務方法については、二年間随分研究しました。六名のうち、一人は午後一時半から九時半までの勤務とし、他の五名は午前八時半から午後五時までとして、交替に遅番を引受け、八時間勤務を原則としています。夜一人で勤務することについて、最初は私がカバーしながらやつていましたが、グループがそれぞれ自主的に動くようになったので、どの職員でも一人で充分やつていられるようになりました。なお、月曜日は休館としています。

神奈川館長

夜、工場が終つてから、館長に相談がしたいといつて来るようなことはありませんか。

福岡館長

ごく稀にはあります。こんど、相談部を設置して相談日を決めることに運営委員会で決めました。なお、事業は、グループごとに自主的にやつているので、とくに館の主催する事業以外は、私が直接手をだすものはありません。

司会

中小企業を対象とすることについて、ほかに何かありませんか。

神奈川館長

中小企業の使用者に随分呼びかけているのですが、婦人はあまり来ません。先日、寿司屋の主人の集会に、女子を参加させることを条件に一度貸したことがあります。雇主側に利用させることによつて、はじめてその従業員も利用するようになると思います。現在は、昼休みに遊んでゆく、本を借りに来る程度で、あまり利用されていません。

大羽課長

中小企業に利用させるには黙つていては駄目で、館側からの積極的な呼びかけがほしいと思う。関係機関を利用して呼びかけることも一つの方法で、安定所、基準局、監督署等、関係労働機関を大いに利用してもらいたいと思います。

婦労課 宇治田

福岡、神奈川の場合は、大企業の系列に属した下請の中小企業が多いと思いますが、そこに働く婦人をビ

ツクアップしてはどうですか。

福岡館長

八幡製鉄の下請工場の婦人たちは、よく館に来ますが、そのまた下の小企業、零細企業で、向うから館に近づけないでいるような層の婦人が、気軽に出入できるような雰囲気、こんどはつくつていかなければならないと考えています。

大羽課長

中小企業や商店等では、同業組合のようなものは必ずつくっているから、そこに呼びかけてはどうですか。そして使用者の方から、この施設を使つてはどうかという声が上がってくるようにしむけて行くようにしたらよい。そのためにも、関係労働機関を利用して下さい。

群馬館長

安定所、監督署の協力は得ています。また、使用者の集りなどにも使用させることがあるので、だいぶ宣伝になつていきます。働く婦人たちを昼間利用させるためには、週休制を業種によつて日を変えてくれると大変集り易くなり、利用率も高くなると思うのですが・・・。

大羽課長

週休制については、監督署で指導している筈です。

神奈川館長

現在、男子のみの会には貸さない規定になっていますが、使用者団体からの申込みを、男子ばかりの会だということと断りましたところ、その後他の事で協力を依頼しても絶対に協力が得られず困っています。

現在は、男子ばかりの会合は全部断つていますが、貸す場合には、女子を会合に入れること、お酒を飲まぬことを条件にしています。運営上、男子に全然使わせないというのはとてもやりにくい。

大羽課長

婦人の福祉に係る関係のある会合ならば、例外があつてもよいのではありませんか。但し、働く婦人のためのものという原則はくずしてはならず、一線を引くことは必要だと思ひます。

福岡館長

婦人を優先しないと公民館と同じになつてしまふ。福岡では青少年の集りに貸すことがありますが、青年男子が多く入るようになってしまひます。

司会

青少年というのは年少労働者のことですか。

福岡館長

そうです。青少年ホームがないので、どうしてもこちらへ来てしまふのです。

大羽課長

青少年の集りでも、男子をあまり多く出入させることは好ましくありません。その点はもつと強く断つてもよいと思ひます。

みなさんのところでは、利用団体の名簿を作つていますか。

神奈川館長

作つています。中小企業もかなり入つていますが、地域柄、大企業がやはり多くなつています。何か催物

をする時は、必ず知らせるようにしています。

◎ 休養、レクリエーション

司会

それでは次のテーマに移りたいと思います。休養レクリエーション施設を充実することについては如何ですか。

福岡館長

レクリエーションとして、県下の職場婦人の卓球大会を、年一回、定期的に催しています。これは職場婦人の横のつながりを目的としたもので、今までに五回実施しました。また、これには小企業の婦人も代表となつて参加していますが、このため各職場では、平常から卓球の練習が盛んで、それを通じての親睦がはかられているようです。県からは予算をもらっていませんので、賞品は寄附でまかなつています。なお、卓球台も借物なので、是非専用のものがほしいと県に要求しています。

大羽課長

中小企業には卓球台さえもないのだから婦人の家には是非ほしいと思います。

群馬、神奈川各館長

卓球台はあります。昼休みに来てやつてゆきます。

福岡館長

夏は民謡の指導をしています。楽しい何時でも気軽に来られるところになりたいと考えています。

神奈川館長

川崎は地理的に場所が悪いので、気軽に来るといふわけにはいかないと思う。交通が激しくて事故が多く、夜間はとくに淋しくこわいところです。

大羽課長

新しい施設は、どうしても地理的にへんびなところに建てられるので、交通の便が悪く不便なことが多いようです。

福岡館長

婦人労働者たちは、まだ気軽に利用するということを知らない。行けばお金をとられるのだらう位に思っているようです。

神奈川館長

遊び道具を全部出しておいてはどうでしょうか。

司会

紛失するということはありませんか。県の方で、最初から消耗品として扱ってくればよいのですが・・。

神奈川館長

現在のところ茶碗一個貸すにも伝票を出してもらっています。でないと、県の監査のときに細かくいわれます。無料の部屋は三室で、ロビーには雑誌を読みに来る人が多いようです。

福岡館長

福岡では全部有料です。

司会

働く婦人たちには、経費のかからない自由な使い方をさせたいと思いますが、館の態勢を変えていかなければ無理でしょうか。

群馬館長

全館無料であることについて宣伝に力を入れてきましたが、雑誌、テレビを見に来る程度で、まだ、自由に來て使うというほどの積極性がありません。

神奈川館長

備付の図書が、現在の五倍ほしいと思います。

大羽課長

東京婦人少年室の協助力で、年少労働者のために本をもらい集め、寺で図書室を開いている例があります。一寸呼びかければ、古本など案外集めるのではないですか。

群馬館長

八〇〇冊のうち、七〇〇冊位は労政課から保管転換してもらい、残りの一〇〇冊は、ロータリークラブから寄附してもらいました。

司会

お湯は自由に飲めるようになっていきますか。

福岡館長

各階に湯呑場が設けてあるので自由に飲みます。茶碗が一〇〇個以上いるときは、事務室に連絡すれば貸

出せます。ガス代等、経費がかかりますが、これはサービスしています。

司会

使用料を出さない人も飲めますか。

福岡館長

勿論、館へ来ればいつでもお茶だけは飲めるようにしてあります。茶碗も、一々伝票を切るようでは借りにくくなるので、消耗品の取扱いをしています。

◎ 宿泊施設

司会

つぎに、宿泊施設の提供について伺いたいと思います。私どもは、宿泊ばかりでなく、休日などに家でゆっくり休めない人にも利用してもらおうという意味も含めていますが、実際にはあまり利用率が高くないようです。

大羽課長

住込みで働いている人——商店員、女中さんなどは、休日でも家にいてはゆっくり休めないのです、外へ出て同じ映画を二回も三回もみて映画館に一日中入っているというような話をよく聞きます。

神奈川館長

館の中では、十分くつろいでほしいと思いますが、いまの状態では一寸入りにくいようです。昼でもゆつ

くり横になれるような雰囲気はどうすればつくれるのでしょうか。

婦勞課 藤井

日本間に床の間があるのが、かえつて改つた気分にしてしまうのではないのでしょうか。綺麗すぎて、くつろぐというよりお客に行つたような氣持になつてしまっています。

福岡館長

憩の場というより教養の場といった感じが強い。現在のままの様式では、一寸横になるというような感じにはそぐわないと思います。憩の場にするなら、やはり当初からそのような目的で作らなければ駄目でしょう。

神奈川 吉川

部屋の中から鍵がかかるようにしたらどうですか。

大羽課長

特に行儀を悪くふるまうというのではなく、自分の家にいるような氣持になればよいのですが。

神奈川館長

使い馴れた人たちからは、氣楽なところだといわれています。

婦勞課 藤井

中小企業に働く人たちは、毎日起居しているところとあまりにも違うので、何となく氣遅れがして、よそゆきの感じになつてしまふのではないのでしょうか。

大羽課長

使い方がまだわからないのでしょね。

福岡館長

多勢の人が出入するようになって、なれてくれば利用はできると思います。

◎ 保育室

司会

では、保育室の開設について話をすすめていただきたいと思います。

福岡館長

開館時には保育室がりましたが、これを診療室として、専門医、看護婦を頼み、毎週木曜日の夜に、働く母親のためその子供の診療を行いました。しかし夜子供を連れ出すことは風をひかす、夜は出にくい等々で利用者がなく、閉鎖することになりました。現在は移動無料診療をやっていますが、こちらから動かないと向からはなかなか来ません。最初は託児施設、美容室の運営を考えたのですが、地域の人しか利用できないという点で反対がでて、結局取止めになつてしまいました。

大羽課長

福岡の診療は、保育施設というより生活指導に属するでしょうね。

群馬館長

保育施設はどうしても利用者の地域がかたよるので、利用できない人から不平がでて開設が大変難かしい。どのようにしたらよいか目下検討中です。現在は、講演会するときなどに連れてきた子供を預かることにしています。

大羽課長

広く利用させるということより、現在働いている母親たちは子供を預かる所がほしいのだし、そういう人たちのためにつくつたのだから、保育施設として是非すすめていただきたいと思います。

福岡館長

公立なのに一部の人しか利用できないのはおかしいと、すぐに苦情がでます。

窮余の策として昼間里親制度というのをやっています。これは、子供を預かる人、預けたい人のそれぞれの名簿を作り、昼間だけ預けるようにしたもので、現在もなお続いております。保育室は難しく、現在の人員ではとてもできそうにありません。

神奈川館長

保育施設に限らず、他の施設についても地域的に限られるわけですがね。

大羽課長

群馬は保育室があるのに、それを開設しないのは惜しいと思います。

群馬館長

利用できる工場は大喜びしますが、利用できない工場は、それをきつかけとして他のことについての協力を拒みたがります。

婦労課藤井

地域的ということでは保育施設に限らず何の施設でも大同小異なのですが、保育施設については毎日のことなので、とくに不公平の感を抱くのではないでしょうか。

大羽課長

セツツルメントの一つなのですから地域の人を預かるのは当然です。だが、働く婦人の家に保育施設ができることによつて既設の保育所が刺激を受け、働く者の子供を預かるという改善の方向にもつてゆくこと

になりはしないでしょうか。そうならば、他地域は間接的に恩恵を受けることになります

群馬館長

県でも一歩進んだモデル的なものをつくりたいといっており、新聞にも二、三回報道されていますので近所の人たちは非常な関心をもつて開設を待っています。しかし、既設の保育所では、費用が安いことなどからだいたい脅威を感じているらしい。保母の増員も直接に予算に関係してくることなので、開設については慎重に研究しています。

神奈川館長

地域的な不平が起きるということは、他面からいえば、保育施設が如何に要望されているかということを表付けていますね。

大羽課長

厚生省は子供を守る立場から保育施設を考えていますが、婦人少年局としては、働く母親の福祉ということにと重点をおいています。

婦勞課宇治田

桐生の機業地には、まだ子供をおぶつて働いている人を見かけますね。

福岡館長

預かる年令層はどの位ですか。

大羽課長

乳児は無理なので、三才から五才位まででしょう。

大羽課長

保育室は、働く母親たちの切実な願いですから、何とかふみきつてやつて下さい。

（その後）
註、群馬県働く婦人の家では、昭和三十五年四月一日より保育室を開設する運びとなつてゐる。

◎ クラブ活動

司会

クラブ活動等の指導及び援助に入りたいと思います。これは働く婦人の自主的活動の援助という趣旨であ
げました。

大羽課長

館を充分利用させるためには、組織を確立することが必要だと思ひます。館としても、グループ指導は一
番手がけていらつしやると思ひますが、特に中小企業の場合は、自主的にやることができるようになるま
で、初めに相当な指導をしてやらなければ駄目でしょう。

神奈川館長

自分のやつてゆきたいことについて、グループの中で話し合ひするような方向にもつてゆきたいと考えてい
ます。現在のお花やお茶の講習は、昔の花嫁修業とあまり変らないのですが、これでよいのだろうかとか
に考えさせられています。単にお花を習うというだけでなく、お花をとおして自分自身が勉強してゆくこ
とが必要だと思ひます。この場合、本当の意味でグループ指導のできる人がいるとよい。しかし、そのよ
うな人は少いのです。グループ活動は、実質的なものと、その人を育ててゆくものと二本建てでいかなけれ
ば育つてゆきません。

大羽課長

職場の中にグループはできていますが、指導者や場所に困っている場合が多くあります。これらの人たちに、先生を紹介し、場所を提供するということはありませんか。

福岡館長

大体そのような形になってきています。場所を提供し、講師を斡旋し、それ以上は自主的にやらせる。グループが誕生するまで援助し、その後は定例的に会合をもち自主的にやらせています。あとは人数が減つたような時に相談にのり手伝う程度で、私が入つて直接指導することは殆どありません。

大羽課長

場所がないので困っているグループが多いようです。

司会

ごく小さい企業で、企業内では仲間が得られないような人たちを、館を中心にして運営されているクラブの組織の中へ入れてゆくのも一つの仕事でしょう。

◎ 生活相談

司会

つぎに生活相談及び指導についての話合いに移りたいと存じます。

神奈川館長

相談にきて、ただ話をしたいという人が案外多くいます。電話がかかり、夜になつてから館に相談に来る、中には自宅へ来る者もあります。相手の立場に立つて、その人の問題を探りあてることができるような指

導者は減多にはいませんが、そのような人が職員の中にいて、常に、壁にぶつかっている人々の話相手となつてやり、私の援助をしてくれると大変助かるのですが……。

大羽課長

そのような相談を、館長が全部背負込まずに、ある程度グループの中のメンバー自身に決めさせ、館長は側面から援助してやるという形をとつてゆけばよいのですか。それをさばくのが館長の役目でもあると思います。

福岡館長

館長に相談したいといつて来る人が多くいますが、これに一々応対していると一日中拘束されてしまい、何もできません。それで、館の運営委員が曜日別に分担し、これに応じることに運営委員会で決めました。春頃から事業としてやつてゆく予定ですが、運営委員たちに、電車賃程度の手当を出したいものと、いま予算を要求中です。館長一人が受けようとせずに、みんなに協力してもらうのがよいと思います。

群馬館長

一応相談日は決めているのですが、あまり来ません。現在は宣伝をかねて、巡回指導を行つたり、料理などの講習会の後などで相談を受けている程度です。

大羽課長

やはり相談日を決めるなど、組織的にしないと館長の仕事が大変だと思えます。

◎ 運営委員会

司会

運営委員会の設置と運用の問題は如何でしょうか。

神奈川県 吉川

運営委員会はありませんが、労使公三者構成の労働教育審議会で、働く婦人の家の利用、行事等について審議してもらっています。ちょうど運営委員会を代行してもらっているような形ですが、労働基準局長は入っていません。

大羽課長

県には労働関係機関の連絡会議があると思いますが、館は入っていますか。

神奈川県 吉川

監督署、安定所、訓練所等は定期的にやつているようです。

大羽課長

運営委員会はやはりつくつてほしいと思います。労働教育審議会では、審議されるといつても婦人の問題はどうしてもなおざりにされ易い。条令にないからといって切角あつたものをなくされては困ります。つくることをもう一度検討してみてください。

神奈川県 吉川

メンバーの人選に困るのではないかと心配です。委員会から抜かすと、その後は協力しなくなるし、初代の館長は随分苦勞されたことと思います。解散になった理由をはつきりつきとめてから設置することになります。

福岡館長

運営委員会があれば苦勞も多くありますが、自分の立場が広くなるという意味では有効です。見えないうちで反対されるより、委員として堂々と反対意見をいつてもらった方がやり易いと思います。

神奈川館長

意見は違つても、善意のある人がよいですね。

大羽課長

相談事項なども、運営委員会があれば協力、提携ができてやり易くなると思います。群馬では、基準局長、婦人少年室長を委員に入れています。連携という意味では非常によいでしょう。

◎ その他

司会

最後に、使用料はどうなっているか伺いたいのですが。

群馬館長

現在のところ全部無料です。そのうち使用条令をつくる積りでいます。

大羽課長

あまり高くすると働く婦人が利用しにくくなるし、といつて安くしすぎるとかえつて人が来なくなるおそれもあります。しかし、ロビーのように無料で使えるところも残して下さい。

神奈川館長

無料で使用できるところがあることを、はつきり書き出しておいた方がよいですね。

福岡館長

午前、午後、夜の部に分れていて、各室はぼ一〇〇円となっています。しかし、知事内規により半額免除の規定があるので、実際には五〇円で使えます。

神奈川館長

一時間五〇円です。調理室はガスなどついて一〇〇円、食器一組一〇〇円なので、一晚使うと大体五〇〇円見当になります。それでもあの附近では一番安いのです。

司会

なお、こちらでは報告書を四半期毎にだしていただきたいと考えていますが、如何でしょうか。

全館長

差支えありません。

福岡館長

なるべく形式を決めてほしいと思います。県に提出するものと揃えてもらえるとよいのですが……。

大羽課長

それでは簡単な報告の形式をこちらで決めることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

司会

まだお話ししたいところもあると思いますが、時間になりましたので、この辺で。

五、講演

グループ活動の指導方法について

日本基督教青年会同盟総主事 永井三郎

現在、グループ活動はいろいろな形でやっているとと思うが、まず考えられることは、指導する人が指導される多勢の人たちの前に立つて話すことです。しかしこれでは、指導する人からされる人への一方交通であつて、意見の交換が行われるということはありません。

グループを利用する人の顔ぶれが決つているような場合、指導する人とされる人の関係だけでなく、メンバー同志が互に接しあうようになってきます。このように、メンバー同志が相互に影響しあうことが、グループの成績を決める大きな要素となります。従つてグループ活動をすすめるためには、グループの指導者がよいということは勿論ですが、メンバー同志の相互関係をよくする、互によい影響を与えあうということが、大きな問題としてだされてきます。

メンバー同志の結びつきがよいと、グループの当初の目的が變つてしまつても、なおグループは続くという現象があらわれます。

リーダーとメンバーの結びつきが強くなりすぎると、そのためにメンバー同志の結びつきが弱くなるということも考えられます。例えば、一人のメンバーから問題が提起されたとき、リーダーがこれに對し答えるということとは、問題は解かれても、グループの結びつきには何んの影響も与えません。この場合、リーダーは、問題をメンバーに投げ返すことによつてメンバー同志の話し合いが行われ、親しみがわき、グループは結びつきを深めます。このように話合うことを通して、メンバーとメンバーの親しみを増すことがグループワ

ーカーの方法なのです。

リーダーがいることによつて、グループ間の意志の疎通をはかり、結びつきを深めるものでなければなりません。例えていえば、リーダーは電話交換手のようなもので、交換手が客に意識されるようなときは電話が故障しているときで、円滑に行われているときは意識されません。リーダーもこれと同じで、グループの中でその存在が意識されずにいるときはグループの活動が上手にいつているときであり、また、このようなリーダーは、よいリーダーということができません。

ある人がグループに入つて来るといふことはどういふことなのか、グループの表看板にだけひかれてくるとは限りません。表看板は、単にグループに入る機縁になるだけで、みんながグループに求めてくるものは、大体、つぎのようなものです。

- (1) 淋しいという気持、口にださないだけではなく、本人自身、意識していない場合もあります。
- (2) 人間には何かに所属したいという意識があります。パツジをつけるのもその一つのあらわれで、よいグループに所属しているという安定感をもちます。
- (3) 何かを達成したいという気持、現在のように、分業化された世の中では、達成感が少いので、これをグループの力に求めます。

(4) 所属感ともつながるが、宗教的なものに限らず、生活に精神的なよりどころを得たいのです。

(5) 自分でも知らなかつた自分の力に気がつき、自分のもつものを十分に発揮したいという意欲がおき、自由な雰囲気求めます。

上手にいつているグループは、これらのうちのどれかがメンバーをつかまえています。従つて、入つて

くるメンバーの一人々々がグループに期待するものが異つています。この点をまずリーダーは理解しなければなりません。このことは、グループが小さい場合は可能ですが、大きいとできません。グループの大きさは四、五人から三〇人位がよく、これ以上大きいと前述の点において不可能であり、二、三人の小グループでは単調になつてしまいます。もつともよいのは、一〇人から一五人位でしょう。

メンバーには、共通の問題を持つた者を集めるとまとめやすいが、また、ときには変つた人を入れて、単調になるのを防ぐことも必要です。プログラムのもち方として次のことが大切であると考えます。

- (1) 誰にでもできるやさしいものであること。
- (2) メンバーの、互の協力がいるものであること。
- (3) 準備のいるものであること。
- (4) 発展的な内容であること。

最初はみんなの共通な願いから発足したとしても、「何がやりたいか」、「どのようにやるか」ということは、メンバー自身にも実はよく分つていないので、本当の興味は、グループの活動を通して初めて発展してゆきます。そのためリーダーは、絶えずメンバーの心をつかみ、コースを固定させることなく進めてゆかなければなりません。

よいグループの条件は次のようなものです。

- (1) みんなが親しく、意志が疎通していること。
- (2) 会員がみな何らかの役割を果たして、グループの中にお客様、のけ者がいないこと。単なるお茶汲み、あるいはただ会合に出ているということだけでも、一つの役割は果たしています。

(3) みんなが役割をもつことによつて、自分たちのグループだという意識が高まり、社会性を高めること。

「質疑応答」

神奈川館長

メンバー自身、グループに何を求めているのかはつきりしない場合、リーダーは如何にしてこれをつかんだらよいのでしょうか。

永井

それはグループ活動をしている間に自然にわかつてきます。活動を通してみていくことで、このためにもグループ活動は、その人のもっているものが出せるような場をつくらねばなりません。ときには、自分を出せないということによつて、その人がわかつてくることもあります。要は、同情をもつて一緒に考えてあげることです。

神奈川館長

さぐり方の上手な人と、下手な人がいますが：：：。

永井

よく観察すること、場をふむこと、みんなに親しくふれ、打明けて話合う機会を得ることです。グループの中には、つまはじきされる者がいますが、それはそれなりに何か原因があるものです。

大羽課長

リーダーの中には、先生としてのリーダーと、グループのメンバーの中から出てくるリーダーとがある
と思います。：：：。

永井

その通りで、リーダーには二種類あり、一つはグループの仲間から選挙などにより出てくるリーダーと、もう一つは団体から派遣されてくる専門的なリーダーがあり、前述のメンバーから出てきたリーダーを伸ばし、育てていかなければなりません。日本には、この専門的なリーダーがいないことが、グループ活動の発展に問題があります。アメリカでは、リーダーを養成する大学があるくらいです。また、よいリーダーになるためには、グループに入つた経験がなければ駄目で、よいグループがなければよいリーダーは生まれないし、よいリーダーがなければよいグループは生まれないということになるでしょう。

昭和35年3月31日印刷

昭和35年3月31日発行

働く婦人の家館長連絡会議要録

東京都千代田区大手町1の7

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

